

衛生管理区域 立入者と消毒の記録

農場名： _____ 衛生管理区域の出入口： _____ 年月： _____

年月日	入った時刻	氏名	住所又は所属	立入りの目的	手指・靴の消毒	車両（ナンバー）と車両の消毒	当日、ほかの畜産関係施設等へ（有・無）	過去1週間以内の海外からの入国・帰国（有・無）	「有」のとき 滞在した国・地域と畜産関係施設等への立入り	確認者

- 衛生管理区域に入る人（農場の従事者を除く）に、入るたびに書いてもらいます。同じ人が1日に何度も出入りするときは、そのたびに書かなくてもかまいませんが、消毒は原則として出入りのたびにに行い、回数などを記録します。
- 当日ほかの畜産関係施設等に立ち入った人（獣医師・家畜人工授精師・飼料運搬業者など畜産関係者を除く）や、過去1週間以内に海外から入国・帰国した人は、原則として衛生管理区域に入れません。
- 飼養衛生管理基準では、この記録を含む5種類の記録を作り、少なくとも1年間保存することになっています。ほかの記録は別シートにあります。
- 記入例の人名・会社名・ナンバーは架空のものです。

家畜の頭数・健康観察の記録

農場名：_____ 畜種：_____ 年月：_____

[illegible]

- 健康観察は毎日行います（出生・死亡の確認を含む）。頭羽数と月齢・日齢は少なくとも月1回程度、そのときに飼っている全頭の数と月齢がわかるように記録します。鶏など家さんは羽数と日齢を書きます。
- 異状があったときは、日付・頭羽数（死亡を含む）・月齢・症状と、獣医師の診療結果・処置を書きます。口蹄疫や鳥インフルエンザなどを疑う症状（特定症状）を見つけたら、直ちに家畜保健衛生所に連絡します。

家畜の導入・出荷・移動の記録

農場名： _____ 年度： _____

年月日	区分（導入・出荷・移動）	家畜の種類	頭羽数	個体識別番号など	健康状態	導入元・出荷先・移動先の農場等の名称	備考	記録者
例 2026/9/10	出荷	肥育牛（去勢）	2	耳標末尾5678 ほか1頭	異状なし（直前に確認）	〇〇食肉センター		山田

- 導入のときは、導入元での病気の発生状況と導入する家畜の健康状態を確かめ、異状がないとわかるまで、ほかの家畜と直接触れさせないようにします。
- 導入後に生まれて増えた頭数も記録に含めます。牛は個体識別番号を書いておくと、あとで照合しやすくなります。

従事者の海外渡航の記録

農場名： _____ 年度： _____

氏名	渡航先の国・地域	出国日	帰国日	渡航中の畜産関係施設等 への立入り（有・無）	帰国後はじめて衛生管理 区域に入った日	持ち帰った衣服・靴の扱い	記録者

• 従事者（家族・従業員・技能実習生などを含む）が海外に渡航したときに、滞在期間と国・地域を記録します。過去4か月以内に海外で使った衣服・靴は、原則として衛生管理区域に持ち込みません。

ミノリス（minorisu.com）の無料テンプレート

家畜保健衛生所・獣医師からの指導の記録

農場名：_____ 年度：_____

年月日	指導した機関・獣医師	指導の内容	対応したこと	対応した日	記録者

- 家畜保健衛生所の立入検査や、担当の獣医師から受けた指導の内容を残します。指導の文書をもらったときは、この記録と一緒に保管します。

ミノリス（minorisu.com）の無料テンプレート

飼養衛生管理の自己点検表（定期報告の前の確認用）

農場名：_____ 畜種：_____ 点検日：_____ 点検者：_____

項目（牛等の基準の番号）	点検すること	はい・いいえ	できていないときの改善内容	期限
記録の作成と保管（4）	立入者・海外渡航・導入出荷移動・頭数と健康観察・指導の5種類の記録を作り、1年以上保存している			
マニュアル（3）	飼養衛生管理マニュアルを作り、従事者と出入りする業者に周知している			
獣医師の指導（6）	担当の獣医師又は診療施設を決め、定期的に健康管理の指導を受けている			
衛生管理区域（8）	区域の境界が看板・柵などでわかり、出入口は必要な数にしばっている			
埋却等の準備（11）	埋却の土地を確保するか、焼却・化製処理の準備をしている			
健康観察（14）	毎日、健康観察（出生・死亡の確認を含む）をしている			
立入りの制限（15・16）	不要な人を入れない看板などがあり、当日ほかの畜産施設に行った人や1週間以内に海外から戻った人を入れていない			
手指・靴・衣服（17・18・22・23）	区域と畜舎の入口で手指を消毒し、区域専用の衣服・靴、畜舎ごとの靴（又は靴の消毒）を使っている			
車両の消毒（19）	区域に入る車両を入口で消毒している			
物品の持込み（20）	ほかの畜産施設で使った物や、4か月以内に海外で使った衣服・靴を持ち込んでいない			
野生動物・ねずみ（26・27）	給餌・給水設備と飼料の保管場所に野生動物のふんが入らないようにし、ねずみ・害虫を駆除している			
整理整頓・清掃・消毒（28）	区域内の不要な資材の処分・除草・清掃をし、定期的に消毒している			

- 点検項目は、農林水産省の飼養衛生管理基準（牛・水牛・鹿・めん羊・山羊）の一部を、ミノリスが要約したものです。すべての項目ではありません。豚・鶏・馬は基準の番号や内容が異なるため、畜種ごとの基準と、都道府県の定期報告の様式で確認してください。

ミノリス（minorisu.com）の無料テンプレート